

(仮称)新リサイクルセンター整備等事業

実施方針

平成 13 年 9 月

田 原 町

赤羽根町

渥 美 町

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条第3項の規定により、(仮称)新リサイクルセンター整備等事業に関する実施方針を公表する。

平成13年9月20日

田原町長	白井 孝市
赤羽根町長	大羽 義市
渥美町長	山本 道雄

(仮称)新リサイクルセンター整備等事業(以下「本事業」という。)は、田原町、赤羽根町、渥美町の渥美郡三町(以下「三町」という。)が共同して実施するものであるが、事業実施は田原町を代表者として進めることとする。

< 目 次 >

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項	7
第 4	公共施設等の立地ならびに規模及び配置に関する事項	8
第 5	PFI 法第 10 条第 1 項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	8
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	9
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	9
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	10

様式 1 意見書

添付資料 1 (仮称)新リサイクルセンター整備等事業に係る官民役割分担

添付資料 2 事業予定地概況図

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称)新リサイクルセンター整備等事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

名称:(仮称)新リサイクルセンター

立地場所:愛知県渥美郡田原町緑が浜地内

用地面積:約2ha

施設概要:三町の一般廃棄物を受け入れ固形燃料化させる施設

(3) 公共施設等の管理者等

田原町長 白井 孝市

注)「公共施設等の管理者等」とは、本事業をPFI事業として民間事業者を実施させようとする公的主体を意味する。

(4) 事業目的

本事業は、三町より搬入される一般廃棄物を固形燃料化して処理するとともに、その固形燃料の利用先の確保を行い、有効活用を図ることを目的とする。また、資源循環型社会の一助となる施設として地域社会に貢献することを期待する。

(5) 事業内容(業務範囲)

民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者は、特別目的会社(Special Purpose Company:SPC)(以下「SPC」という。)の設立をもって三町が無償で貸与する約2haのごみ固形燃料化施設建設用地(以下「事業用地」という。)において、三町より搬入される一般廃棄物の処理を行うごみ固形燃料化施設(以下「リサイクルセンター」という。)の設計・施工を行うとともに、当該施設を一定期間保有し、施設の維持管理・運営までを一括して行うものとする。加えて、生成された固形燃料の有効な利用先の確保を行うものとする。このとき、固形燃料の利用にあたって、同敷地内に固形燃料利用施設を建設することも可能とする。

なお、本事業では固形燃料として、「RDF(Refuse Derived Fuel)」、「炭化物(カーボン)」の両者を定義する。従って、本事業における「ごみ固形燃料化施設」とは、これらを生成する施設を意味する。

民間事業者が実施する主な業務は以下の通りとする。

【計画段階業務】

- ・本事業を実施するためのSPC(特別目的会社)の設立業務
- ・リサイクルセンターへの国庫補助金申請関連手続業務
- ・一般廃棄物処理施設の設置事前協議業務
- ・リサイクルセンターの都市計画決定用申請図書の作成支援業務
- ・リサイクルセンターの生活環境影響調査の実施(三町の未調査項目について実施)

- ・ 固形燃料の引渡先の確保業務
- ・ 住民合意形成のための支援業務

【設計・施工段階業務】

- ・ リサイクルセンターの設計及びその関連業務
- ・ リサイクルセンターの建設及びその関連業務
- ・ 建築確認等の手続関連業務

【運営・維持管理段階業務】

- ・ リサイクルセンターの運転・維持管理業務（協定通りの固形燃料製造）
- ・ 固形燃料の処理業務（資源循環型社会を考慮した固形燃料の活用）
- ・ 環境管理業務（環境基準の遵守）
- ・ リサイクルセンターの見学者等の対応業務（環境教育の実践）
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務

三町が実施する業務の範囲

- ・ 住民合意の取り付け
- ・ 事業用地の決定及び取得
- ・ リサイクルセンターの生活環境影響調査の実施（3期）
- ・ リサイクルセンターの都市計画決定用申請図書の作成業務
- ・ 三町の一般廃棄物の収集及びリサイクルセンターへの運搬
- ・ 処理委託料の支払い
- ・ 事業のモニタリング
- ・ 施設整備に関わる行政手続き等事業実施支援

固形燃料の引渡に関する考え方

固形燃料の引渡は、SPC が直接引渡先に搬入することとする。

（6）事業期間

事業期間は、建設期間及び供用開始後の運営期間 15 年間とする。なお、事業期間終了にともなって SPC は当該施設の所有権を三町に簿価を前提とした有償で譲渡するものとする。ただし、事業期間終了後における当該施設の運営については、運営開始後 13 年目（事業期間終了 3 年前）の時点において、三町と SPC の協議により決定するものとする。

（7）事業方式

事業方式は、SPC がごみ固形燃料化施設を建設、15 年間所有し、維持管理・運営した後、三町に所有権を移転する BOT（Build Operate Transfer）方式とする。

（8）事業スケジュール

本事業における主なスケジュールは、以下を予定する。

実施方針の公表	平成 13 年 9 月 20 日
特定事業の選定の公表	平成 13 年 10 月下旬
入札の公告	平成 13 年 11 月上旬
事業予定者（優先交渉権者）の選定	平成 14 年 3 月
事業協定締結	平成 14 年 7 月
着工	事業協定に定める日
供用開始	事業協定に定める日
協定終了	供用開始から 15 年後

（ 9 ）費用の負担

三町は施設的设计・施工に関する費用及び事業期間の維持管理・運営に関する費用をごみの処理量に応じて事業期間中、SPC に対して処理委託料として支払う。この際、固形燃料の搬送費及び、引渡に係る費用を含むものとする。なお、SPC は、施設的设计・施工に要する費用は自ら調達するものとする。処理委託料の考え方は募集要項にて示すこととする。また、三町は事業期間中、SPC に対して事業用地を無償で利用することを認めるものとする。

2 特定事業の選定に関する事項

（ 1 ）特定事業の選定の考え方

三町は、本事業の実施可能性を勘案したうえで、選定手順に従いこれを特定事業として実施することが妥当であると判断したときは、特定事業として選定する。

（ 2 ）特定事業の選定手順

特定事業の選定は次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

行政負担の定量的評価

P F I 事業として実施することの定性的評価

総合評価

第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式とする。選定は資格審査を実施し、その後第一次審査、第二次審査の二段階審査とし、民間事業者の入札コストをできる限り低減するように努める。スケジュールは以下を予定する。

・ 公告	平成 13 年 11 月上旬
・ 募集要項配布	11 月上旬
・ 募集要項説明会	11 月上旬
・ 資格審査書類等受付	11 月中旬～11 月下旬
・ 参加資格確認結果通知	11 月下旬
・ 募集要項質疑受付	12 月上旬
・ 募集要項質疑回答	12 月中旬

- | | |
|-------------------|--------------|
| ・提案書類提出 | 平成 14 年 2 月頃 |
| ・事業予定者（優先交渉権者）の選定 | 3 月頃 |
| ・契約締結 | 7 月頃 |

2 参加資格要件

本事業に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）は、施設を建設するもの及び施設を運営・維持管理するものを含むグループ又は、これと同等の役割を担う能力を有するもの（単独企業でも可）とし、応募者の資格要件は以下の通りとする。なお、同一の民間事業者が複数の提案を行うこと及び複数の企業グループを構成することは禁止する。

（1）応募者を構成する民間事業者等は、以下のいずれにも該当しないこと

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申し立て又は通告がされている者
- ・破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条もしくは第 133 条の規定による破産申し立てがなされている者
- ・旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申し立てがなされている者
- ・会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者
- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続きの申し立てがなされている者
- ・「田原町建設工事請負業者の除外措置要綱」あるいは、「赤羽根町建設工事請負業者の除外措置要綱」あるいは、「渥美町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき、現に一つでも指名停止の措置を受けている者

（2）応募者は以下の条件をすべて満たすこと

経営状況

応募者は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建築工事業にかかる建設業許可を受けたもののうち経営事項審査点数（建築一式）が（審査基準日が平成 11 年 10 月 1 日から平成 12 年 9 月 30 日までのもの（当該審査基準日に係わる経営事項審査を受けていない者については平成 12 年 10 月 1 日以降を審査基準日とするもの））800 点以上の者であること。なお、グループで応募する場合は、グループ代表者が上記点数を満たしていること。

性能指針

応募者は環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る「ごみ処理施設性能指針」（平成 10 年 10 月 28 日付け生活衛生局水道環境部長通知）に適合する技術資料等を提案書提出時に提示できる者であること。

参加者名簿

応募者は田原町財務規則の規定による入札参加者名簿に登録されていること。

なお、この資格は、応募意思表示の時点では必ずしも必要ではないが、速やかに登録申請を行い受付を証する書類を追加提出のうえ、提案書提出時までに登録されることでこれに変えることができるものとする。

許認可

応募者は建設業法の第3条第1項の規定による土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事及び電気工事の特定建設業の許可を受けていること。なお、グループで応募する場合は、工事を担当するグループ構成員が上記の業種いずれかの許可を受けており、かつグループ構成員全体で上記のすべての許可を受けていること。

(3) 以下の者は応募者を構成することはできない

- ・三町が本事業募集手続きのために設置する審査委員会委員、委員が属する企業及びその関係会社
- ・主催者関係者（三町に在籍する者及びアドバイザー）

3 応募に係る提出資料

応募者は参加表明時及び提案書提出時に次の資料を提出すること。

(1) 参加表明時

- ・参加表明書
- ・グループ構成表
- ・参加資格を証明する書類

(2) 提案書提出時

- ・設計・施工計画提案書
- ・運営・維持管理計画提案書
- ・資金計画及び事業収支計画提案書

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査の基本的考え方

有識者及び三町職員等により構成される審査委員会を設置し、本事業の意向を最もよく反映させた提案を選定頂き、民間事業者を決定する。

(2) 審査項目

- 財政運営の効率化に寄与する経済性（処理委託料）
- 導入技術等の信頼性
- 環境保全性からみた処理システムの合理性
- 循環型地域社会への貢献性

(3) 審査の方法

審査の方法は、資格審査を行ったのち提案審査を行う。提案審査の方法としては、大き

く2段階に分けられ、はじめに第1次審査として、前項の審査基準に鑑みVFMの観点から評価する提案になっているかどうかの審査を行う。そして、第2次審査として、本事業のVFMを見つつ総合的に判断し審査を行う。そこで最優秀提案に選定されたものを優先交渉権者とする。

(4) 事業者の決定

優先交渉権者と三町による協議を行い、協議成立後、協定を締結する。なお、協定は議会の議決を経て締結することとする。ただし、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、審査委員会で選定された次点者と協議を行うこととする。

5 結果及び評価の公表方法

審査の結果は、優先交渉権者と次点者を、講評を附して公表する。なお、当落理由については当事者から質問のあった場合のみ通知する予定である。

6 著作権

応募図書著作権は、それぞれの作成団体に帰属するが、公表・展示・その他三町が必要と認めるときには、三町はこれを使用できるものとする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類・負担

(1) 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の基本的考え方は、リスクを適正に分担することにより、三町にとってより低廉で良質なサービスの提供が受けられることを前提とする。本施設の設計・施工・運営・維持管理において発生するリスクは、原則としてSPCが負担することとする。ただし、三町が責任を負担すべき合理的な理由がある事項については、両者協議の上、三町が相応の責任を負担することとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

三町とSPCのリスク分担は、原則として添付資料1によるものと想定している。なお、詳細な責任分担については、優先交渉権者が決定した後に協議を行い、協定において明確にする。

2 提供されるサービス水準・仕様

SPCは、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が充分発揮できるような設計・施工・運営・維持管理を行うこととする。また、生成される固形燃料の適正かつ円滑な活用を図ることとする。

3 三町による事業の実施状況の監視

(1) モニタリング

設計・施工段階

SPC は建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に三町から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、三町が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

工事完了段階

SPC は、施工記録を用意して、現場で三町の確認を受ける。

運営・維持管理段階

三町は、定期的に業務の実施状況を確認する。

(2) 支払いの減額等

協定において定められた性能が維持されていない場合は、処理委託料の減額等を行う。

第 4 公共施設等の立地ならびに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

(1) 事業実施用地

事業用地として以下の住所の用地を予定している。

愛知県渥美郡田原町緑が浜地内 (添付資料 2 参照)

(2) 敷地面積

約 2 ha (20,000 m²)

(3) 土地利用規制等

市街化区域 (工業専用地域)

2 土地の取得等に関する事項

事業用地は、三町が愛知県企業庁から取得する予定の町有地である。その土地は、三町が議会の承認を経て事業者は無償貸与する予定である。

3 施設の設計要件等

年間 15,934t 相当の一般廃棄物を処理することが可能であって 75t / 日を処理する能力を有する施設とする。このとき 75t / 日を原則とするが、施設の稼働日数等により調整が可能な場合、規模を変更することも可能とする。施設規模及び設計要件などの詳細は、募集要項等に記載する。なお、年間稼働計画、運転計画等募集要項に記載のない事項については民間事業者の裁量により決めるものとする。

4 住民合意の取得

ごみ固形燃料化施設建設のための、住民合意の取得及び、固形燃料利用に関わる住民合意等については三町が責任をもって行う。なお、SPC が不正行為等により問題を引き起こす等住民に迷惑をかけた場合には、協定を解除することもできるものとする。

第5 PFI法第10条第1項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合、三町とSPCは誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、協定書中に規定する具体的措置に従うものとする。また、本事業の事業協定に関する紛争については、裁判所において適正に行うものとする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、SPCは施設運営開始日から15年間、協定に規定される条件に基づいて、施設の運営・維持管理業務を適切に継続して行う必要がある。このため協定には、事業期間中に事業の継続が困難となった場合（SPCの経営破綻、又はその懸念が生じた場合等）の規定を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。その場合における基本的な考え方は、以下の通りとする。

1 SPCの債務不履行の場合

SPCが倒産、又は財務状況が悪化して事業の継続が困難となった場合、三町は、協定を解除するものとする。

SPCの責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、三町は、協定を解除することができるものとする。

の場合、SPCは、三町に対して協定で定めた損害賠償を行うものとする。

2 三町の債務不履行の場合

三町の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、SPCは、協定を解除することができるものとする。

の場合、三町は、解除によってSPCに発生した損害を賠償するものとする。

3 その他の事由により事業の継続が困難になった場合

三町及びSPCのいずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、三町とSPCは、事業継続の可否について協議するものとする。

の場合、協定で定める一定の期間内に協議が調わない場合は、三町及びSPCは、協定の一部又は全部を解除することができるものとする。

但し、協定解除にあたっては、それぞれ相手方に書面により通知する等協定に定める手続きを踏むことを要するものとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 補助金の取扱いについて

平成13年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付要綱の国庫補助対象施設の種別において、「ごみ処理施設」及び「ごみ燃料化施設」に該当する施設については、地方公共団体に適用される場合と同等の条件で国庫補助金の交付

対象施設となる見込みである。

(2) 財政上及び金融上の支援について

SPC が国等において講じられている融資制度等の金融上の支援の活用を図る場合、三町は SPC が当該支援を受けられるよう支援する。

2 法制上及び税制上の措置等に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

三町は、債務負担行為の設定に関する議案を、議会に提出する予定である。また、三町が当事者となる協定の締結に関する議案を、三町と SPC における協定内容の合意の後、議会に提出し議決を経るものとする。

2 提案に係る費用

提案に係る必要な費用は、民間事業者の負担とする。

3 実施方針に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先は下記の通りとする。

また、実施方針に関する意見等がある場合は、添付の様式 1 に従い、必要事項を記入したうえで郵送又はファクシミリで提出すること。提出先は下記の通りとする。

なお、意見書の提出期間は、平成 13 年 9 月 25 日(火)から 平成 13 年 10 月 1 日(月) 17 時までとする。

【意見受付窓口】

田原町 民生部環境課

〒441-3421 愛知県渥美郡田原町南番場 30-1

TEL 0531-23-3541

FAX 0531-23-0180

(様式1)

平成 年 月 日

意見書

(意見者) 会社名
所在地
所属
担当者名
連絡先

(仮称)新リサイクルセンター整備等に関する実施方針に関して以下の意見がありますので提出します。

意見事項	
内容	

注) 意見事項は本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

(添付資料1)

(仮称)新リサイクルセンター整備等事業に係る官民役割分担

	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			三町	事業者
共通	住民問題	工事の実施、施設の運営方法等、事業者が起因して住民の反対運動、苦情等が発生する場合		
		住民の反対運動、訴訟等に伴う計画遅延、計画変更による操業停止等上記以外の場合		
	物価変動	急激なインフレーション、デフレーション		
	金利変動	急激な金利の変動		
	規制変更	一般的な規制(法制度等)の変更、当該事業に固有の規制変更		
	税制変更	一般的な税制の変更、当該事業に固有の税制変更		
	政治	政策方針の転換、議会承認		
	許認可	許認可の取得、遅延等		
	デフォルト	事業者もしくはパートナーの事業放棄・破綻		
		町の債務不履行、当該サービスが不要になった場合等		
不可抗力	天災等大規模な災害、及び暴動等予測できない事態の発生			
計画段階	計画変更	計画変更に伴う設計変更等		
	設計	採用技術の信頼度等の評価ミス、設計ミスなど		
	資金調達	資金調達の未達		
	公的支援不履行	予定されていた補助金等公的支援の未獲得		
	測量・調査	地形、地質等現地調査の不備等		
建設段階	設計変更	提示条件及び指示の不備、変更によるもの		
		上記以外の場合		
	工事遅延	工事遅延、未完工による工事の遅延		
	工事費増大	工事費の増大		
	関連施設整備	アクセス道路の未整備		
		事業関連施設の整備遅延等		
	環境	周辺環境の悪化		
	運転開始時の性能	保証どおりの機器性能の不適合		
用地の確保	事業予定地確保の遅延			

	リスクの種類	リスクの内容	分担		
			三町	事業者	
運営・維持管理段階	計画変更	提示条件及び指示の不備、変更によるもの			
		上記以外の場合			
	ごみ供給リスク	計画ごみ量が確保不能			
	固形燃料処理	固形燃料の不適切な処理 等			
	施設性能	要求使用の性能の達成に不適合			
		・受入廃棄物の質が起因			
		・施設設計が起因			
		・施設施工（装置制作）が起因			
		・装置操作が起因			
	施設損傷	トラブルによる修復等に係るコスト増大			
		・ごみ収集車が起因			
		・受入廃棄物の質が起因			
		・施設設計が起因			
		・施設施工（装置制作）が起因			
		・装置操作が起因			
	その他運営コストリスク	設備機器の運営基準、維持管理基準の未達によるコスト増大、運転停止			
	環境	周辺環境の悪化、環境基準の未達			

(添付資料2)

事業予定地概況図

